

福山市新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱に基づき、施設・事業所において要した新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の全部または一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額については、別添に掲げるとおりとする。

(補助金の申請手続)

第3条 この要綱に基づき、補助対象事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、補助対象事業終了後に、次表に掲げる書類を提出しなければならない。

交付申請書 兼実績報告書	添付書類	提出期限
福山市新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	1 総括表（様式第2号） 2 施設・事業所別申請額一覧（様式第3号） 3 施設・事業所別個表（様式第4号） 4 収支決算（見込）書（様式第5号） 5 所要額が分かる資料（手当等の支給明細書、衛生用品の領収書等） 6 その他参考となる資料（感染症発生から収束までの経緯がわかる書類等）	市が別途指定する期限

(補助金の交付決定及び条件)

第4条 前条の規定により、補助金の申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃止をしてはならない。
- (2) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでのいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (3) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。

（補助金の額の確定）

第5条 第3条の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知兼交付額確定通知書により事業者へ通知する。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた事業者は、請求書を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定があつた後においても交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があるとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により事業者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る交付決定を取り消したときは、補助金返還命令書により事業者に補助金の全部又は一部の返還を命じる。

（雑則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）9月1日から施行し、2022年（令和4年）4月1日から適用する。

1 (補助対象事業等)

<p>補助対象事業</p>	<p>(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p> <p>新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員の確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。</p> <p>① (対象サービス：別添の2No.1～No.29) 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染症が発生した施設・事業所</p> <p>※職員に濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。</p> <p>② (対象サービス：別添の2No.11～No.25) 濃厚接触者に対応した施設・事業所</p> <p>③ (対象サービス：別添の2No.1～No.11) 県又は市から休業要請を受けた事業所</p> <p>④ (対象サービス：別添の2No.12～No.15) 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障がい者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く。)</p> <p>※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添の3に規定する。</p> <p>⑤ (対象サービス：別添の2No.1～No.10) ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき、利用者の居宅においてサービスを提供している場合を指す。)</p> <p>※通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)</p> <p>(2) 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業</p> <p>感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。</p> <p>① (対象サービス：別添の2No.1～No.29) (1)①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② (対象サービス：別添の2No.1～No.29) 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業(各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。))が連続3日以上の場合を指す。)した障がい福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p> <p>○ 補助対象事業(1)の①から③に該当する施設・事業所の場合</p> <p>ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添の3のとおり、障がい者支援施設等に限る。)</p>

	<p>イ 施設・事業所の消毒・清掃費用  ウ 感染症廃棄物の処理費用  エ 感染症又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用</p> <p>(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る。)</p> <p>オ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用  カ 代替場所の確保費用（使用料）  キ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金  ク 代替場所や利用者宅への旅費  ケ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用  コ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。)</p> <p>○補助対象事業（１）の④に該当する施設・事業所の場合</p> <p>サ 一定の要件に該当する自費検査費用（別添の３のとおり、障がい者支援施設等に限る。)</p> <p>○補助対象事業（１）の⑤に該当する施設・事業所の場合であって、居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用（代替サービス提供期間の分に限る。)</p> <p>シ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用  ス 代替場所の確保費用（使用料）  セ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金  ソ 代替場所や利用者宅への旅費  タ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用  チ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。)</p> <p>(２) 障がい福祉サービス施設・事業所等の協力支援事業</p> <p>○補助対象事業（２）の①又は②に該当する事業所の場合であって、利用者受入や職員の応援派遣に係る費用</p> <p>ツ 追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用</p>
補助金の額	<p>施設・事業所ごとに、別添の２に掲げる市の基準単価と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少</p>

	<p>ない方の額を選定する。</p> <p>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1施設・事業所に（1）と（2）の両方を助成することができる。</p> <p>障がい福祉サービス等の報酬及び国、県又は市の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。</p> <p>なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある施設・事業所については、個別協議を実施し、市長が特に認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>
補助対象時期	2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までに発生した経費

対象サービス種別			事業区分		事業区分		
			(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		(2) 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業		
分類			No.	サービス名	(1) の①～④に該当する施設・事業所	(1) の⑤に該当する施設・事業所	(2) の①又は②に該当する施設・事業所
通所系	1	療養介護	1,978/事業所	1,978/事業所	989/事業所		
	2	生活介護	631/事業所	631/事業所	316/事業所		
	3	自立訓練(機能訓練)	288/事業所	288/事業所	144/事業所		
	4	自立訓練(生活訓練)	228/事業所	228/事業所	114/事業所		
	5	就労移行支援	221/事業所	221/事業所	110/事業所		
	6	就労継続支援A型	279/事業所	279/事業所	140/事業所		
	7	就労継続支援B型	294/事業所	294/事業所	147/事業所		
	8	児童発達支援	271/事業所	271/事業所	136/事業所		
	9	医療型児童発達支援	172/事業所	172/事業所	86/事業所		
	10	放課後等デイサービス	257/事業所	257/事業所	128/事業所		
短期入所	11	短期入所	146/事業所	—	73/事業所		
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013/施設	—	506/施設		
	13	共同生活援助(介護サービス包括型)	335/事業所	—	167/事業所		
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	259/事業所	—	129/事業所		
	15	共同生活援助(外部サービス利用型)	150/事業所	—	75/事業所		
	16	福祉型障がい児入所施設	985/施設	—	493/施設		
	17	医療型障がい児入所施設	529/施設	—	264/施設		
訪問系	18	居宅介護	107/事業所	—	41/事業所		
	19	重度訪問介護	175/事業所	—	67/事業所		
	20	同行援護	60/事業所	—	23/事業所		
	21	行動援護	106/事業所	—	41/事業所		
	22	就労定着支援	35/事業所	—	17/事業所		
	23	自立生活援助	19/事業所	—	9/事業所		
	24	居宅訪問型児童発達支援	30/事業所	—	11/事業所		
	25	保育所等訪問支援	35/事業所	—	13/事業所		
相談系	26	計画相談支援	50/事業所	—	25/事業所		
	27	地域移行支援	36/事業所	—	18/事業所		
	28	地域定着支援	38/事業所	—	19/事業所		
	29	障がい児相談支援	37/事業所	—	18/事業所		

- ※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを  
含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて  
基準単価まで助成することができる。

### 3 (障がい者支援施設等の一定の要件に該当する自費検査費用)

別添の1 補助対象事業等(1)の④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障がい者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。

#### 1 障がい者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

障がい者支援施設又は共同生活援助事業所(以下「障がい者支援施設等」という。)の入所(居)者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特に障がい者支援施設等においては、クラスター発生の未然防止に取り組む必要があるため、障がい者支援施設等において、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために障がい者支援施設等の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

#### 2 助成要件

##### (1) 対象サービス種別

障がい者支援施設、共同生活援助事業所

##### (2) 対象者及び要件

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所(居)者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障がい者支援施設等

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障がい者支援施設等の判断で実施した自費検査

※感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

##### (3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別添の2 基準単価の範囲内)

##### (4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障がい者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所又は地域の医療機関に行政検査として検査を依頼したが対象外と判断されたことについて、障がい者支援施設等において理由書を作成し、本事業の申請書と併せて市長に提出することとし、市においては、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断する。